**浪江町景観計画策定支援業務委託　公募型プロポーザル実施要領**

**１．はじめに**

(1)現状と課題

①人的状況

2011.03.11に発生した東日本大震災、それに続く原子力災害により全町避難を余儀なくされた浪江町は、12年の時を経た現在、住民の帰還は未だ十分ではないものの、町の本格的な復興に向けた取り組みがようやく開始される段階を迎えた。震災前約21,000人の住民が暮らしていた浪江町だが、現在の実居住者数は約2,000人。令和5年3月末現在の住民登録者数は約15,000人。また、復興庁の住民意識調査（令和5年2月21日）では「町に戻らないと決めている」が50.0％となっている。

住家や事業所をはじめ多くの建物が解体され、町内の至る所に空家や空地、雑草の繁茂する景観が広がる一方で、復興の動きが始まった今、町の景観を今後どのように創り出し、育み、あるいは改善していくのか。多くの住民が避難を余儀なくされている中で、多様な意見を集約し、未来への景観づくりを進めていくための道程が模索される。

②町中心部の状況

先行して避難指示が解除された町の中心部では、ようやく復興事業がスタートしようとしている。JR浪江駅東西地区では商業・交流・住宅施設などについて、我が国を代表する建築家を中心に優れたデザイン計画や事業が進められ、また国プロジェクトとしての国際的な研究教育機関の設置が決定したほか、造成された産業団地への新たな企業の進出も相次でいる。

なお、町ではこれら進出企業等と連携しながら「ゼロ・カーボンシティ」や「水素タウン構想」を掲げ、持続可能なまちづくり実現のためエネルギー地産地消の取組みを進めている。反面、太陽光発電装置の点在は景観阻害要因として課題視されてもいる。

今後、これらの先導的な事業に誘発された急速な開発圧力が高まることが推測され、現状を無為に委ねた場合、無秩序な開発整備や景観の阻害が急速に進行するのではないかと懸念されている。長期的な視点で取り組みが必要とされる景観形成ではあるが、短期的にも即効性かつ実効性のある景観施策の実施が強く望まれる。

③町全体の状況

一方、帰還困難区域を含む町全体を視野とした場合、浪江町は古くからの歴史や穏やかな気候・風土・植生に醸成された「ふるさとの景観」を有している。それは、西に阿武隈高地、東西に流れる請戸川や高瀬川の河川環境と周囲の丘陵地、太平洋に面する海岸部、そしてこれらの場所の四季折々の景観を美しく際立たせる梅、桜、百日紅、秋桜、山茶花、松の緑樹や生垣、庭草花などそれぞれ印象に残る自然景観として保たれてきた。これらはあまりに「日常の風景」であるが故、現在のところ町民自らの景観認知度としては決して高くはないものの、町としては将来に向けて引き継がなければならない大変貴重な「財産」といえる。

この「浪江らしい」環境をどのように次代につないでいくかということは、現世代にとっての大きな課題であり、責任である。町全域の景観分析・調査などを経て、町が目指すべき方向性をいち早く見出し、町にとって最も効果的な景観形成手法や実施のための推進体制の確立が急がれる。

(2)景観計画策定の趣旨

　本委託業務は、以上のような「現状と課題」のもと、これからの浪江のまちづくりに大きな影響を及ぼす「景観計画」の策定について、地域の特色を活かした良好な景観の保全や創造を図り、50年、100年後の浪江町民が誇りとできる景観の町をつくりだすための検討業務を行うものである。

なお、浪江町において景観法に基づく「景観計画」の策定は初の試みとなる。

また、町では、景観計画の方向性が確定した後、令和7年度に景観法に基づく「景観行政団体」への移行を目指している。

**２．委託業務の概要**

(1)業務名：浪江町景観計画策定支援業務

(2)業務期間：令和5年11月中旬（契約の日）～令和7年3月20日まで

(3)契約形態及び委託上限額：5～6年度の2か年継続契約とし、委託上限額は20,000千円

(4)業務対象地：浪江町全域（原子力災害により設定された「帰還困難区域」を含む）

(5)業務の項目内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | | 内容 | 備考 |
| 1 | 景観の特徴・課題の把握 | | ・景観資源の調査、住民・事業者等の景観意識調査を実施し、浪江町の景観の特徴と課題を整理する（調査等に係る印刷・郵送・回収・整理分析は委託費に含む）  ・調査の手法内容は企画提案とし、評価対象とする |  |
| 2 | 景観形成の目標・方針・基本理念・基本方針の検討 | | ・上記の内容を反映した素案・骨子の作成 |  |
| 3 | 策定委員会・検討会議などの開催支援 | | ・庁内外の会議（いずれも10名以内を想定）の運営、資料作成、担当者の出席等を行う（委員の旅費・日当・謝金等は町の規定に準じて算定した額とし、委託費に含む）  ・その他ワークショップ等の住民参加の手法導入については企画提案とし、評価対象とする | 各4回開催（議事録作成含む） |
| 4 | 中間報告書の作成 | | ・景観計画中間報告書を作成  ・関係データファイル一式をCDR又はDVDで提出 |  |
| 5 | 景観形成等、景観計画策定に必要な項目の検討と案の作成及び景観条例等関係条例案の作成 | | ・景観法や景観計画に定めるべき事項の検討や案の作成を行う  ※以下に想定される必要項目を記載（但し、必要に応じて検討段階での下記項目以外での追加も有） |  |
| ① | はじめに | 計画策定の背景、計画の位置づけ、景観とは、景観計画区域（§8-2-1） | §8（景観法） |
| ② | 景観の特徴・課題 | 景観計画区域における景観の特徴、良好な景観形成を図る上での課題 |  |
| ③ | 景観形成の目標・方針 | 景観形成の基本理念・目標等、景観計画区域における良好な景観形成に関する方針（§8-3） |  |
| ④ | 届出等に基づく景観形成等 | 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（§8-2-2:景観計画区域の区分、届出対象規模、景観形成基準）並びに届出行為の対象（§8-4-1）、形態意匠の制限（§8-4-2-イ）、建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度（§8-4-2-ロ）、壁面位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度（§8-4-2-ハ）、その他§16-1の届出を要する行為ごとの良好な景観形成のための制限（§8-4-2-ﾆ）等 |  |
| ⑤ | 届出等以外の景観形成に関する事項 | 公共施設による景観づくり（§8-2-4-ロ）、シンボルとなる建造物や樹木等による景観づくり、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針（§8-2-3）、屋外広告物による景観づくり（§8-2-4-ｲ） |  |
| ⑥ | 景観形成の推進方策等 | 行政・町民・事業者の役割等、目標実現に向けた取組の進め方、計画の進行管理（PDCA）等の考え方 |  |
| ⑦ | 景観条例等の案作成 | 景観行政団体移行にあたり必要となる景観条例並びに屋外広告物条例等関係条例案を作成する |  |
| 6 | 計画案に対する住民や事業者からの意見収集 | | ・景観計画案について住民や事業者から意見を聴く（意見聴取の内容については企画提案の評価対象とし、又、必要な資料の作成、回収、整理分析は委託費内に含む） |  |
| 7 | 景観計画本編、概要版の作成 | | ・計画書及び概要版を作成する。（計画本編200部、概要版300部、印刷製本は委託費内）  ・関係データファイル一式をCDR又はDVDで提出 |  |

※委託業務の全体を通して、必要な事務局との定例打ち合わせを概ね月１～2回のペースで開催する。

**３．参加資格要件**

　次の条件をすべて満たすものとする。

(1)令和5年10月現在、町が規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2)地方自治法等関係法令に違反のないこと。

(3)納税について滞納がなく、経営状態が不健全でないこと。

(4)会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(5)参加申請書の提出期限から契約締結時までの期間に町から建設コンサルタント業務等について指名停止の措置を受けていないこと。

(6)暴力団等、反社会的勢力と一切関りがないこと。（※必要に応じて警察照会を行う場合がある。）

**４．参加申請**

(1)参加申込前の事務局への質疑応答は、事前の電話連絡後、様式第6により電子メールで行い、その期限を10月6日16時とする。事務局からの回答は、10月12日まで随時、町のホームページに掲載する。

(2)参加を希望する者は、町のホームページより必要書類をダウンロードし、次の書類10部（正本は3部で①から⑧までの全てを提出し、副本は7部で③及び④のみを提出する）を10月18日16時までに郵送又は持参により提出する。なお、提出書類はA4判フラットファイルに綴り込み、表紙等へは社名等が判明できる記載は行わないこと。

①参加申請書（様式第1）

②参考見積額（様式自由）（※年度毎の内訳書を添付する。）

③企画提案書（様式第2）

④実施スケジュール表（様式自由、A4判又はA3判をA4判として折込）

⑤実績報告書（様式第3）

⑥配置予定技術者報告書（様式第4）（※参加申請後の配置予定技術者の変更は原則認めない。）

⑦添付資料として、実績に掲げた計画書について、参考のため1計画書のみ添付することができる。（表紙及び目次並びに主要部分の抜粋コピーで可）

⑧誓約書（様式第5）

(3)参加申請にあたり必要な関係資料はホームページで参照すること。下記以外に必要な資料の確認は、別途連絡されたい。

①「浪江町中心市街地再生計画」平成29年3月（URL:town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/7175.pdf）

②「浪江町復興計画【第三次】」令和3年3月 (URL:town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/3896.pdf)

③「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」令和4年3月 (URL:town.namie.fukushima.jp/soshiki/34/30691.html)

(4)参加申請後の辞退は、辞退届（任意様式）による。

**５．一次審査（書類審査）**

(1)事務局において、参加申請書等を確認し、参加適格性を判断する。

(2)参加が適格と認められた申請は、庁内審査委員会において別に定める基準により審査を行い、評価点が高い上位3社を二次審査対象として選定する。

(3)一次審査の結果は、様式第7の通知書により、参加申請者へ電子メールにて通知する。

(4)選定結果への異議は受理しない。

**6．参加申請書類の取扱い**

(1)4の参加申請書類（⑦を除く、以下この項において同じ。）は、提出後の変更や取り消しを認めず、返却も行わない。

(2)参加申請書類の作成に係る経費については、一切を提案者の負担とする。

(3)応募資格のないものが提出した参加申請書類は無効とし、虚偽の記載があった場合も同様とする。

(4)参加申請書類の内容ついて、条例に基づく公開請求があった場合は、情報公開の対象とすることがある。

(5)参加申請書の著作権は、提案者に帰属する。

(6)採択した参加申請書の使用権は、浪江町に帰属する。

**7．二次審査（プレゼンテーション審査）**

(1)二次審査（プレゼンテーション審査（以下「プレゼン」という。））は次により行う。

①企画提案書に基づき、適正な委託業者の選定を行うため、庁内審査委員会を開催し、ヒアリングを実施する。

②プレゼンの開始時間及び会場については別途連絡する。（11月14日（火）午前9時から浪江町役場庁舎内を予定）

③プレゼンの順序は事務局にて予めくじ引きにより決定する。

④プレゼンの参加者数は担当予定技術者を含め3名以内とする。（参加申請会社又は事業所の社員に限る）

⑤プレゼンで利用するスクリーン及びプロジェクターは事務局にて用意する。PC及びデータは持参されたい。

⑥プレゼンの時間は1社あたり20分以内とする。

⑦プレゼンは写真や動画を含めて自由形式とし、説明は内容に精通した者1名が行う。

⑧プレゼンの内容は企画提案書の範囲内にとどめ、提案以外への逸脱に留意する。

⑨プレゼンのための追加資料の配布は認めない。

⑩プレゼン後に質疑応答を10～15分程度行う。プレゼン参加者3名全員の応答を可とする。

⑪不可抗力による事由を除き、正当な理由なくプレゼンの開始時刻に遅れた場合は、提案を辞退したものみなす。

⑫新型コロナウィルス感染症の拡大が懸念される場合は、オンラインでのプレゼンに変更する場合がある。

**8．審査結果及び契約等**

(1)審査結果

①プレゼン終了後、庁内審査委員会において別に定める基準により採点・審査を行い、一次審査及び二次審査の合計で評価点の最も高いものを受託予定者として選定し、その結果を様式第8により二次審査対象者全員へ電子メールにて通知する。

②選定の透明性を確保するため、必要な範囲内でホームページ等により審査結果の事後公表を行う。

③最上位者が同点であった場合は、見積金額の低いものをもって受託予定者とする。

④最上位者が辞退を申し出た時は、次点のものをもって受託予定者とする。

⑤審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

(2)契約等

①委託契約は受託予定者と協議を行い、契約を締結する。契約の成立がない場合は、次点者と協議を行う。

②受託予定者は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

**9．事務局**

本件は、浪江町市街地整備課整備係を事務局として実施する。

　〒979‐1592　福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

　E-mail：[namie23020@town.namie.lg.jp](mailto:namie23020@town.namie.lg.jp)

電話：0240（23）6926（直通）　FAX：0240（23）6928

**10．参考：実施スケジュール予定表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内容 | 期間等 | 備考 |
| ①公募開始 | 令和5年10月2日（月） | HP掲載 |
| ②実施要領の交付 | 令和5年10月2日（月） | HP掲載 |
| ③質問の受付 | 令和5年10月2日（月）～10月6日（金）16時 | 電子メールで受け付け |
| ④質問の回答 | 令和5年10月6日（金）～10月12日（木） | HP上で順次回答、公開 |
| ⑤参加申請書等の提出 | 令和5年10月16日（月）～10月18日（水）16時 | 持参又は郵送 |
| ⑥一次審査 | 令和5年10月25日（水） | 審査委員会開催（書類審査） |
| ⑦一次審査結果通知 | 令和5年10月27日（金） | 電子メールで通知 |
| ⑧二次審査 | 令和5年11月14日（火） | 審査委員会開催（プレゼンテーション） |
| ⑨審査結果通知 | 令和5年11月17日（金） | 電子メールで通知及びHP上で公開 |
| ⑩契約 | 令和5年11月中旬 |  |

様式第1

令和5年　月　日

浪江町長　様

（市街地整備課）

「参加申請書」

下記プロポーザルに参加したいので、必要書類を添えて申請します。

記

業務名：浪江町景観計画策定支援業務

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①申請者 | 所在地 | 〒 | |
| 会社(事務所)名 |  | |
| 氏名 |  | |
| ②担当者 | 所在地 | 〒 | |
| 担当者部署 |  | |
| 職・氏名（ふりがな） |  | |
| 電話番号 |  | |
| FAX |  | |
| E₋mail |  | |
| ③会社概要 | 商号・名称等 |  | |
| 代表者職名 |  | |
| 設立年月日（営業年数） |  | |
| 経歴・沿革概要 | ※別紙添付可、コピー可 | |
| 資本金 |  | |
| 従業員 | 役員 | 名 |
| 正社員 | 名 |
| うち有資格者 | 技術士：建設部門（都市及び地方計画又は建設環境）  　　　　　　　名 |
| 本店所在地 |  | |
| 近傍支店・営業所所在地 |  | |
| 業務内容概要 | ※別紙添付可、コピー可 | |
| 経営方針概要 | ※別紙添付可、コピー可 | |
| 経営状況 | ※別紙添付可、コピー可 | |
| 納税状況 | 滞納：有・無 | |

**・年度毎の内訳を含む参考見積書（様式自由）を添付すること。**

様式第2

「企画提案書」

・企画提案書は、A4判縦使い、横書き全6頁以内で、文章、図、表、写真等で簡潔に作成すること（書式・様式は任意）。

・文字ポイントの大きさは自由。但し、専門家でなくとも理解できる見やすさ、分かりやすさを重視すること。

・図示等で表現する場合はA3判を用いることも可（但しA3判1枚はA4判2枚相当とし、A4判として折り込むこと）。

・企画提案書には提案者を特定できる会社名等の表現、記載等を行わないこと。

・実施要領「1．はじめに」の現状や課題、「2．計画策定の趣旨」を理解し、どのような景観計画を策定しようと考えているのか、主に以下の視点を踏まえて表現すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 視点①  【基本姿勢】 | ・浪江町の景観計画を策定するにあたり、どのような考え方を基本として策定作業に臨もうと考えているか。（業務内容の理解度、取り組み姿勢、計画に対する町側の考え方との合致等を評価） |
| 視点②  【調査手法】 | ・浪江町の景観構造について、現状や問題点・課題、特徴等を明らかにするため、どのような調査手法を用いて分析し、把握しようと考えているか。 |
| 視点③  【意向確認】 | ・実際に居住している住民や事業者が少ない特殊な環境下で、景観に関する意識の確認・醸成をどのように図るべきと考えているか。（意見聴取方法や回数、タイミング、内容等も評価対象） |
| 視点④  【計画表現】 | ・これまでの実績を踏まえ、どのような表現を用いて特徴のある景観計画を作成しようと考えているか。（着眼点、独創性、表現力等） |
| 視点⑤  【策定体制】 | ・計画策定期間内で優れた景観計画を完成させるため、どのようなスケジュール構成や実行体制で臨もうと考えているか。 |
| 視点⑥  【自らの「強み」】 | ・その他、浪江町の景観計画策定にあたってアピールしたい点。 |
| 視点⑦  【計画イメージ】 | ・上記①～⑥までの視点を踏まえて策定される景観計画の完成イメージはどのようなものか。 |

様式第3

「実績報告書」

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度  （和暦） | 発注者（機関）名及び担当部課名 | 同種・類似の別 | 契約期間 | 受託業務名 | 業務内容 | 受託金額（千円） |
|  |  | 同種・類似 |  |  |  |  |
|  |  | 同種・類似 |  |  |  |  |
|  |  | 同種・類似 |  |  |  |  |
|  |  | 同種・類似 |  |  |  |  |
|  |  | 同種・類似 |  |  |  |  |
|  |  | 同種・類似 |  |  |  |  |

※過去十年以内で、元請けとして契約した業務を記入してください。

※「同種」とは景観法に基づく景観計画の策定・調査、「類似」とは「同種」以外の関連計画です。

※記入欄が足りない場合は、適宜追加してください。

※独創的な調査や計画手法等で特に強調したい実績がある場合は、「業務内容」欄にその内容について記述してください。

様式第4

「配置予定技術者報告書」

1．本業務を担当する管理責任者を含む配置予定技術者の全員について記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名  （ふりがな） | 本業務における職務上の立場（管理、照査、主任、補助等）の別 | 景観法に基づく景観計画策定実績の有・無　※○印 | 専任・併任の別　※○印 |
|  |  | 有（　　　件）・無 | 専任・併任 |
|  |  | 有（　　　件）・無 | 専任・併任 |
|  |  | 有（　　　件）・無 | 専任・併任 |
|  |  | 有（　　　件）・無 | 専任・併任 |

2．上記の配置予定技術者のうち、本業務作業の主担当となる者を2名以内で下記に記入してください。

(1)配置予定技術者（その1）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ①氏名（年齢） | | | |  | | |
| ②所属・役職 | | | |  | | |
| ③景観法に基づく景観計画策定実務経験通算年数 | | | |  | | |
| ④保有する資格：※資格者証の写しを必ず添付してください | | | | | | |
| 資格名  □に✓ | □技術士：建設部門（都市及び地方計画又は建設環境） | | | | | |
| □RCCM：都市計画及び地方計画又は建設環境部門 | | | | | |
| □その他の関連資格（資格名） | | | | | |
| ⑤同種又は類似業務の実績（過去十年以内） | | | | | | |
| 年度  (和暦) | 発注者（機関名）及び担当部課名 | 同種・類似の別 | 委託業務名 | | 業務実績（強調したい点等があれば記入してください） | |
|  |  |  |  | |  | |
|  |  |  |  | |  | |
|  |  |  |  | |  | |
|  |  |  |  | |  | |
|  |  |  |  | |  | |
| ⑥現在の手持ち業務の状況 | | | | | | |
| 業務名 | | 職務上の立場 | 発注者（機関）名 | | 受託期間 | 契約金額 |
|  | |  |  | |  |  |
|  | |  |  | |  |  |
|  | |  |  | |  |  |

※欄が足りない場合は、適宜記入欄を追加してください。

※⑥の「職務上の立場」は管理責任者、主たる担当者、補助的技術者等の別を記入してください。

※配置予定技術者の中途変更は、原則認められません。

(2)配置予定技術者（その2）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ①氏名（年齢） | | | |  | | |
| ②所属・役職 | | | |  | | |
| ③景観法に基づく景観計画策定実務経験通算年数 | | | |  | | |
| ④保有する資格：※資格者証の写しを必ず添付してください | | | | | | |
| 資格名  □に✓ | □技術士：建設部門（都市及び地方計画又は建設環境） | | | | | |
| □RCCM：都市計画及び地方計画又は建設環境部門 | | | | | |
| □その他の関連資格（資格名） | | | | | |
| ⑤同種又は類似業務の実績（過去十年以内） | | | | | | |
| 年度  (和暦) | 発注者（機関名）及び担当部課名 | 同種・類似の別 | 委託業務名 | | 業務実績（強調したい点等があれば記入してください） | |
|  |  |  |  | |  | |
|  |  |  |  | |  | |
|  |  |  |  | |  | |
|  |  |  |  | |  | |
|  |  |  |  | |  | |
| ⑥現在の手持ち業務の状況 | | | | | | |
| 業務名 | | 職務上の立場 | 発注者（機関）名 | | 受託期間 | 契約金額 |
|  | |  |  | |  |  |
|  | |  |  | |  |  |
|  | |  |  | |  |  |

※欄が足りない場合は、適宜記入欄を追加してください。

※⑥の「職務上の立場」は管理責任者、主たる担当者、補助的技術者等の別を記入してください。

※配置予定技術者の中途変更は、原則認められません。

様式第5

令和　年　月　日

誓　約　書

浪江町長　様

（市街地整備課）

申請者　所在地

会社名（事務所名）

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

私は、浪江町景観計画策定支援業務委託　公募型プロポーザルの参加申請書類提出にあたり、以下のことを誓約します。

記

１．浪江町景観計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領の参加資格要件をすべて満たしていること。

２．提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないこと。

３．上記について事実と相違する場合は、本プロポーザルの参加申請を無効とされても異議のないこと。

以上

■一次審査（書類審査）評価基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価視点 | | 配点（130点） |
| （1）企画提案内容 | ①基本姿勢 | ・浪江町の景観計画を策定するにあたり、どのような考え方を基本として策定作業に臨もうと考えているか。（業務内容の理解度、取り組み姿勢、計画に対する町側の考え方との合致等を評価） | 配点80点以内  【①～⑥採点基準】各10点以内  ・特に優れている　　　　10点  ・優れている　　　　　　8点  ・良い　　　　　　　　　6点  ・普通　　　　　　　　　4点  ・違和感が有る　　　　　2点  【⑦採点基準】20点以内  ・特に優れている　　　　20点  ・優れている　　　　　　16点  ・良い　　　　　　　　　12点  ・普通　　　　　　　　　8点  ・違和感が有る　　　　　4点 |
| ②調査手法 | ・浪江町の景観構造について、現状や問題点・課題、特徴等を明らかにするため、どのような調査手法を用いて分析し、把握しようと考えているか。 |
| ③意向確認 | ・実際に居住している住民や事業者が少ない特殊な環境下で、景観に関する意識の確認・醸成をどのように図るべきと考えているか。（意見聴取方法や回数、タイミング、内容等も評価対象） |
| ④計画表現 | ・これまでの実績を踏まえ、どのような表現を用いて特徴のある景観計画を作成しようと考えているか。（着眼点、独創性、表現力等） |
| ⑤策定体制 | ・計画策定期間内で優れた景観計画を完成させるため、どのようなスケジュール構成や実行体制で臨もうと考えているか。 |
| ⑥自らの「強み」 | ・その他、浪江町の景観計画策定にあたってアピールしたい点。 |
| ⑦計画イメージ | ・上記①～⑥までの視点を踏まえて策定される景観計画の完成メージはどのようなものか。 |
| (2)参加実績 | ・会社概要、実績報告より業務の実施体制について履行確実性を評価する | | 配点10点以内  【採点基準】  ・企業内容、同種・類似の実績件数等により配点 |
| (3)配置予定技術者 | ・配置予定技術者のこれまでの実績、保有する資格に基づいて、町が求める計画づくりが可能か、その経験や能力を評価する | | 配点20点以内  【採点基準】  ・有資格者数、策定実績数等により配点 |
| (4)見積価格 | ・右の算式による（小数点第2位以下四捨五入） | | 配点20点以内  【採点基準】  ・評価点＝配点×最低見積価格/当該見積価格 |

※（1）は審査委員による配点80点（定性的評価）、(2)(3)(4)は事務局による配点50点（定量的評価）合計130点以内

※表中「違和感が有る」は町側の考え方との相違の意

■二次審査（プレゼンテーション審査）評価基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価視点 | 配点（70点） |
| (1)企画提案内容の確認及び参加取組み意欲 | ・企画提案内容の確認  ・町の景観形成の取り組みに積極的に参加しようとする姿勢  ・提案内容をわかりやすく説明しようとする表現力  ・質問に対する明確な回答 | 配点40点以内  【採点基準】  ・特に優れている　　　　40点  ・優れている　　　　　　32点  ・良い　　　　　　　　　24点  ・普通　　　　　　　　　16点  ・違和感が有る　　　　　 8点 |
| (2)上記以外で特に評価できる点 | ・先進性、独創性、斬新性、ワークショップの開催など、上記以外で特に優れている内容を評価する | 配点30点以内  【採点基準】  ・特に優れている　　　　30点  ・優れている　　　　　　24点  ・良い　　　　　　　　　18点  ・普通　　　　　　　　　12点  ・違和感が有る　　　　　 6点 |

様式第6

令和5年　月　日

浪江町長　様

（市街地整備課）

質問書

業務名　浪江町景観計画策定支援業務

上記業務のプロポーザルに参加するにあたり、次の質問を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| ①商号又は名称（ふりがな） |  |
| ②代表者氏名　（ふりがな） |  |
| ③担当者氏名　（ふりがな） |  |
| ④E-mail |  |
| ⑤連絡先電話番号 |  |
| ⑥FAX番号 |  |
| ⑦質問事項 | ※箇条書きで簡潔に記入してください。 |

様式第7

一次審査結果通知書

令和5年　月　日

商号又は名称

代表者職氏名

浪江町長　吉　田　栄　光

浪江町景観計画策定支援業務の一次審査（書類審査）の結果について、以下により通知します。

記

・一次審査の結果、貴社（貴事務所）を二次審査対象者として選定しました。（選定できませんでした。）

担当課：浪江町市街地整備課整備係

電　話：0240(23)6926

様式第8

二次審査結果通知書

令和5年　月　日

商号又は名称

代表者職氏名

浪江町長　吉　田　栄　光

浪江町景観計画策定支援業務の二次審査（プレゼンテーション審査）の結果について、以下により通知します。

記

・二次審査の結果、貴社（貴事務所）を受託予定者として選定します。（選定できませんでした）

担当課：浪江町市街地整備課整備係

電　話：0240(23)6926